

介護保険施設利用時の負担限度額や、保険料を決める基準額などを変更

8月から変わった介護保険の変更ポイント

施行から20年が経過した「介護保険制度」は3年ごとに内容の見直しが行われます。今年が介護保険制度の改正年度。介護保険施設を利用する際の食費や住居費に係る負担限度額や、保険料基準額の見直しなど今回のおもな変更内容をお伝えします。

介護が必要になった高齢者やその家族を社会全体で支えることを目的に、2000年にスタートした「介護保険制度」。40歳以上の方が負担する保険料と公費を財源として、介護を必要とする人が給付を受けられる制度です。高齢者の増加や支え手不足など急速に変化する社会状況においても、安心して老後の生活を送れるように、3年ごとに制度を見直し。今回は介護施設の食費や住居費の負担限度額、保険料算定の基礎となる基準額が変更され、8月1日から適用されています。財源確保に向けた負担と給付のバランスを保ちながら、介護予防の強化と地域包括ケアシステムの充実に向けた見直しとなっています。



☑ 認定要件の預貯金額と施設利用時の負担限度額を見直し

介護保険施設やショートステイを利用する方の食費や居住費については、低所得の方への助成（補足給付）を行っており、世帯全員が市町村民税非課税の場合が対象となります。今年8月から一定額以上の収入や預貯金をお持ちの方には食費負担額の見直しを行いました。

① 公平な負担を円滑するため認定要件の預貯金額が変わります

介護保険施設を利用する際、食費や居住費を助成する補足給付の対象になるか判断するための認定要件である「預貯金額」が次のとおり変わります。

※公的年金などの収入 + その他の合計所得	令和3年7月まで	見直し後 ▶ 令和3年8月から
年金収入など80万円以下	単身 1,000万円 夫婦 2,000万円	単身 650万円、夫婦 1,650万円
年金収入など80万円以上120万円以下		単身 550万円、夫婦 1,550万円
年金収入など120万円以上		単身 500万円、夫婦 1,500万円

② 介護保険施設の入所者・ショートステイ利用者の食費日額の負担限度額が変わります

在宅で暮らす方との公平性を図るため、食費日額に係る負担限度額を見直しました。生活保護受給者や老齢福祉年金受給者（第1段階）の負担限度額は食費・居住費とも変更ありません。

※居住費の負担限度額に変更はありません	施設入所者		ショートステイ利用者	
	見直し前	見直し後	見直し前	見直し後
年金収入など80万円以下	390円	390円	390円	600円
年金収入など80万円以上120万円以下	650円	650円	650円	1,000円
年金収入など120万円以上	650円	1,360円	650円	1,300円

保険料は本人や世帯の所得や課税状況で変わります

介護保険に係る保険料は、低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に決められています。



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料

保険料は低所得者の方に過重な負担とならないよう、所得段階別に決められています。（前年の所得金額や世帯の課税状況により判定）

※下記「保険料算定表」により算出されます

基準額 = 6,300円/月額

段階	対象者	保険料率	保険料年額 (保険料月額)
第1段階	生活保護を受給している方	基準額 × 0.3	22,680円/年 (1,890円/月)
	世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金を受給している方		
	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上120万円以下の方	基準額 × 0.5	37,800円/年 (3,150円/月)
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円以上の方	基準額 × 0.7	52,920円/年 (4,410円/月)
第4段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方	基準額 × 0.9	68,040円/年 (5,670円/月)
第5段階	世帯内に住民税課税者がいるが、本人は住民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以上の方	基準額 × 1.0	75,600円/年 (6,300円/月)
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以下の方	基準額 × 1.2	90,720円/年 (7,560円/月)
第7段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 × 1.3	98,280円/年 (8,190円/月)
第8段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 × 1.5	113,400円/年 (9,450円/月)
第9段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 × 1.7	128,520円/年 (10,710円/月)



40～64歳の方（第2号被保険者）の保険料

40歳から64歳までの方は、加入している医療保険（健康保険や国民健康保険）の算定で決められ、医療保険として一括で納めます。